

令和6年10月18日発行

I 【重要】令和6年2月からの長野県介護職員処遇改善支援補助金実績報告書の提出について

長野県では、令和6年2月から5月までの間において、介護職員等の賃金改善を行う事業所等に対し、長野県介護職員処遇改善支援補助金を実施しています。申請のあった法人宛てに実績報告に関するご案内を郵送及びメールにて通知していますので通知内容を必ずご確認ください。また、実績報告書の作成にあたっては、国保連より別に通知している「交付予定額通知書（支払額内訳書）」が必要となります。計画書に記載のある事業所単位でお送りしておりますので、交付予定額（支払額内訳書）を必ずご確認くださいませますようお願いいたします。（7月19日（9月20日）付）

○掲載先URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shogukaizenhozyokin/syogukaizenhojokin.html>

※トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→☆掲載情報一覧のうち「介護職員処遇改善支援補助金について」

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

II 【重要】業務管理体制の届出内容確認に係る一般検査の実施について

介護保険法では、介護サービス事業者による不正行為を未然に防止し利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対し、法令等を遵守するための業務管理体制の整備及び届出を義務付けているとともに、行政による届出内容等の検査を定めているところです。

令和6年度、検査対象となる事業者（法人）に対しては、個別に通知を送付しておりますので対象事業者は、すみやかに関係書類の提出をお願いします。詳細は下記URLよりご確認ください。

○掲載先URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureiisha/service/jigyosha/index.html>

※「トップページ」→「健康・医療・福祉」→「高齢者福祉」→「介護サービス」→「市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報」→「5 業務管理体制」

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

III 高齢者施設における看取りケア推進研修の開催について

老人ホーム等での看取り件数の増加や、人生の最期を在宅（施設を含む）で迎えたいという高齢者本人の希望が多いことを踏まえ、人生の最期までできるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者施設における看取りケアの推進を図ることを目的に、標記研修を次のとおり開催します。

- 1 対象者 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入所者生活介護の指定を受けている有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護の管理者等
- 2 日時及び内容

	松本会場（中信地域）	長野会場（北信地域）
開催日	令和6年11月8日（金）	令和6年11月29日（金）
時間	14時から17時まで（受付13時30分～）	
会場	松本市総合社会福祉センター 中会議室 松本市双葉4-16 （電話0263-25-3133）	長野県庁 講堂 長野市南長野幅下692-2 （電話026-235-7121）
内容	○講演 「本人の望む最期を支えるために～意思決定支援について考える～」 講師 東御市立みまき温泉診療所 医師 齋藤 文護 氏 社会福祉法人光仁会富竹の里 施設長 嶋田 直人 氏 ○グループワーク	
締切	令和6年10月25日（金） ※定員に達し次第、締め切ります	
定員	松本会場：50名 長野会場：50名	

- 3 申し込み 下記URLからお申込みください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=48338（ながの電子申請サービス（長野県））

※詳細は、令和6年9月20日介護支援課からの通知文をご確認ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

IV 介護職員等処遇改善加算取得促進セミナーの開催について

長野県では、介護職員等処遇改善加算の新規取得や上位区分の算定を目指す事業所を対象に、賃金体系等の整備の方法から具体的な申請手続きまで「専門家による個別相談」「解説動画の配信」「研修の実施」を無料で実施しています。

令和6年6月からの「介護職員等処遇改善加算」について分かりやすく解説します。参加費は無料ですので、ぜひご参加ください。お申込みお待ちしております。

- 1 対象者 長野県内に所在する介護サービス事業所および当該事業所を運営する事業者（法人）
- 2 日時・場所 松本会場 11月21日（木）13:30～15:30（サンプルアルウィン 第3～第5会議室）
- 3 申込期間 各会場 開催日の1週間前まで
- 4 参加費 無料

- 5 申込 ホームページにある申込書に必要な事項をご記入の上、メールまたはFAXでお申込みください。
 ※ホームページは、「介護労働安定センター長野支部」で検索。
 トップページ→「支部からのお知らせ」→「処遇改善加算セミナーのご案内」からお申込みいただけます。
 【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

V 介護業務に使用できる多言語翻訳機の導入支援について

県では、「令和6年度長野県外国人介護人材受入促進事業」として、外国人介護人材受入施設が介護業務に必要な介護用語が導入されている双方向型音声翻訳機を導入する場合に、本体購入に係る経費の補助を行っています。
 ご希望する場合は下記URLにて詳細をご確認いただき必要書類をご提出ください。
https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/jinzai/gaikokujinzai_ukeiresokusin.html
 【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 介護人材係 電話：026-235-7129（直通）

VI 介護事業所の“多様な働き方”導入支援のご案内

長野県社会福祉協議会では、介護人材確保・定着を目的に「介護現場の多様な働き方導入支援事業」をスタートしました。
 労働人口減少による人材不足が深刻化する中、あらゆる産業で働き方改革が進んでいます。人材確保に向け、週休三日制など「多様な働き方」で成果を出している事業所もあるので、この事業を活用し「多様な働き方」導入をご検討ください。

- 支援内容
 - 「多様な働き方」導入にあたっての職員意向調査
 - 事業所職員に対する説明会
 - 既に導入している事業所視察の斡旋
 - 介護業務の仕分け等の助言
 - 就業規則改正等に関する助言
 - その他

※詳細は「介護現場における多様な働き方導入支援事業実施要領」をご覧ください。(https://bit.ly/47Ph16r)
 - 支援対象 長野県内で老人福祉施設等を運営する法人
 - 申込方法 本会へお問い合わせください。
 - その他
 - 支援事業に掛かるアドバイザー派遣の経費は本会で負担します。ただし、実施要領に規定する視察については、視察先への謝礼を負担していただきます。
 - 詳細は、本会へお問い合わせください。
- 【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター
 電話：026-226-7330 電子メール：jinzai@nsyakyo.or.jp

VII 長野県認知症ケア専門士会主催 第3回研修会の開催について

- テーマ 「なぜ認知症の人は家に帰りがたがるのか」
 - 対象者 ①認知症ケア専門士 ②専門士以外の方でもどなたでも参加できます
 - 日程・内容

令和6年11月17日（日）13:00～16:30

◆内容 「なぜ認知症の人は家にかえりたがるのか」（3単位）
 講師 永島 徹氏（NPO法人 風の詩）
 - 会場 ジェイエー長野県会館（長野市大字南長野北石堂1177-3）
 - 申し込み 11月8日までに右記のQRコードからか、HPにある申し込み用紙に必要な事項をご記入の上FAXにてお申込みください。
 *ホームページは「長野県認知症ケア専門士会について」で検索してください。
 - 参加費 会員：500円 非会員：3,000円
- 【問合せ先】長野県認知症ケア専門士会 事務局 小林までご連絡ください。
 電話：026-276-6232 Mail：fragrance@po4.asama.ne.jp Fax：026-214-9991



VIII 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

更新申請受付期間 有効期間満了日の前々月11日～前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2024年12月1日～2024年12月31日	2024年10月11日～2024年11月10日
2025年1月1日～2025年1月31日	2024年11月11日～2024年12月10日

※令和6年(2024年)10月及び11月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、**至急、介護支援課あて簡易書留で送付**してください。

なお、**有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)**
※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできません。ご注意ください。

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

県では、皆様を知っていただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp